

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成 26 年度 9 月 24 日（水） 12:13～12:30
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席

<WG 委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<提案者>

蔵 徳平 岩手県漁民組合代表

菅野 修一 岩手県漁民組合

瀧澤 英喜 岩手県漁民組合

<事務局>

内田 要 内閣府地域活性化推進室室長

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 サケの ITQ と定置漁業権の特区設定について
 - 3 閉会
-

○藤原次長 少し時間が押しまして申し訳ございませんでした。

それでは、今回の提案者からのヒアリングということで、岩手漁民組合の皆様にお出でいただいております。

御提案の内容を配付させていただいておりますけれども、時間が 30 分程度ということでございますので、10 分、15 分ぐらいで御説明をいただきまして、八田先生は 12 時半までですか。そうしたら簡潔に少し 5 分ぐらいでお話をいただいた上で意見交換とさせていただきます。

内容は公開の扱いでよろしゅうございますか。そうしましたら、八田座長、お願いします。

○八田座長 今日はお忙しいところどうもありがとうございました。

早速、御説明をお願いいたします。

○蔵氏 岩手県漁民組合の蔵徳平と申します。よろしく申し上げます。

私は補聴器を入れておりますので、ダブったときに聞きづらいところがありますので、聞き返すこともあるかも分かりませんが、よろしく申し上げます。

今日は本当に忙しいところ、このような会議を持ってもらって本当にありがとうございました。

この要望についてここにありますとおり、我々も今まで色々と水産庁のほうにもお願いしたり、県には何回もお願いをして、今、津波後にとる魚がなくて困っているときに、何とかお願いしてきたのだけれども、全然県のほうでも取り入れてもらえないというのがございました。

そこで、前に小松先生からこういうことで今、困っていますということで再三お願いしていましたが、小松先生がこういうことで私が内閣府のほうに行って話をしますということで、小松先生にひとつお願いいたしますということになっておりましたが、本当に今、このサケの問題については、県北では我々はもうはえ縄の許可は持っているのだけれども、20年以上も1匹もサケがとれていないし、久慈方面では20年以上もサケが1匹も縄でとれていけませんので、そういうことで何とかひとつ県のほうも考えてもらいたいということでやってきましたけれども、なかなかこれは分かってもらえなくてやむを得なくここまで来たわけでございますので、どうかこの要望について御理解いただければ幸いですので、よろしくお願い申し上げます。

○瀧澤氏 それでは、説明させていただきます。書いてある文について読み上げます。

サケは、母川回帰の修正のある魚種であり、沿岸域において、各種の漁法で漁獲されている。

○八田座長 大体もう読みましたので、色々個別に言葉を色々伺ってよろしいですか。

まず定置網はよく分かりますが、刺し網について大体どんなものなののでしょうか。

○瀧澤氏 宮城県は刺し網で漁獲していて、岩手県は刺し網が許可されないで、はえ縄ということなのですが、震災前ですと大体岩手県のはえ縄でとる金額がサケについては2億円ぐらいなのです。それが大体350隻ぐらいなのです。それだと1隻当たり57～58万円がいいところなのですが、宮城県の刺し網でとる漁獲というのは、大体1隻当たりの平均が600～700万円ぐらいと大分開きがあるのです。

○八田座長 刺し網はどのような網でとるのですか。

○瀧澤氏 海底から5メートルぐらい網が設置してあって、それでとる漁法なのですが、県の人たちは攻撃的な漁法だとか何とかと言うのですが、こういう漁獲割り当てをすれば1隻10トンで100隻で1,000トン、200隻でも2,000トンなのですが、岩手県が2万6,000トンとるのから見ればわずか10%にも満たない程度なので、これもできないかなと考えていまして、震災後に県庁に伺って、船を流して仕事もない人もいるから、3人乗ってもいいからこういうものができないかと言ったら、今そういう状況ではないというこ

とで話も受け入れられなかったのです。

○八田座長 定置網は相当な漁獲量が岩手県でありますね。

○瀧澤氏 あります。ほとんどが定置網です。

○八田座長 それで今度御提案されているのが、その大体 10%程度の刺し網をやらせてくれと。

○瀧澤氏 そうですね。10%までいかないですけども。

○八田座長 ただし、こちらのほうが ITQ で数量制限がある。だけれども、定置網のほうはしないのですか。

○瀧澤氏 定置網は入るだけとります。期間が決まっている限り。

○八田座長 だから刺し網と定置網とは違ったやり方でコントロールする。だけれども、総量としては 10%分ちょっと増えるわけですね。漁獲量が。

○瀧澤氏 いや、多分、今は漁獲量が減っていますけれども、こういうふうに 200 隻で 2,000 トンであれば、総漁獲量の 10%に満たないかもしれないです。

○八田座長 でも現在よりは増えるわけですね。それでも震災前よりは少ないのですか。

○瀧澤氏 震災前も全然、これはずっと岩手県では刺し網というのとれていないのです。

○八田座長 定置網です。定置網は震災前はどのくらいとれたのですか。

○瀧澤氏 一つの網で大体 400 トンか 500 トンぐらいとっているのではないですかね。全体で 75 か所か 80 か所ぐらいありますね。そのぐらい。

○八田座長 では随分多かったわけですね。だからどっちみち今は多少 10%増えてもそんな問題ではないでしょうということですね。それが一つ。

それから、ここに大体 8,000 万円くらいの補償でいいのではないかと書いてあるのですが、これは 400 円というのはサケ 1 匹なのですか。

○瀧澤氏 岩手県ではサケをとった後に、7%増殖協会にお金を払わなければいけないのです。魚市場に 3%で 10%払う。これはトン数とキロをかけてその 10%ですから、これが自分たちで払うとすれば水揚げの 20%を払うという感じになりますけれども、その分の 10%の部分、何とかそういう県ないし国の補償金として定置網に払っていただけないかという提案です。

○八田座長 今の定置網の人は、自分たちの売上げの中から大体 20%程度を漁業組合に払っているのですか。

○瀧澤氏 定置網は増殖協会と市場にしか払わないし、私たちは全然とれていないので。

次の年の稚魚を確保する増殖協会というものがあるのですけれども。

○八田座長 そこに 20%払うと。

○瀧澤氏 そこは岩手県では現在 7%です。

○八田座長 そして、それを今度刺し網の場合にも増殖協会には払わないといけないのでしょうか。

○瀧澤氏 はい。7%と 3%は払うのですけれども、なおかつ例えば自分たちがとると大

体 2,000 トンで 400 円で 8 億円ぐらいなのです。金額が。それに 10% を漁協ないし漁連にその分を払うということなのです。

○八田座長 それは払おうと。そうすると、県または国が補償金としてこれだけを漁協に払うわけですね。これはどうしてですか。

○瀧澤氏 結局、定置網の最盛期と刺し網の最盛期というのは、時間的なずれがあるのです。サケというのはだんだん色が変わって婚姻色になって銀色から色が変わるに従って浮上するのです。だから刺し網には 11 月中ぐらいになると 1 匹もかからなくなるのです。あとは定置しか入らない。そういう時期がずれているから、私たちもこの時期をとらせてくれないかというふうに言っているのですけれども、なかなかそれを受け入れてもらえないので、では 2,000 トンというのは大体定置網の 4 か所分の漁獲量だと。その分の 10% は払いますよという感じで、ただ、今まで 7% と市場の 3% で 10% だけで全然話し合いにも応じてくれなかったし。

○八田座長 そうすると、これは国や県ではなくて、おたくの組合が払えばいいのではないですか。

○瀧澤氏 それはそうなのですけれども、とれてからのことなのですが。

○八田座長 とれたらば払ってもいいと。とれる前にどれだけとれるか分からないから、こういうもので国からお金を貸してくれないかと。そして何年間かの間だけ貸してくれないだろうか。そのかわり ITQ の実験をしましょうということですか。そのかわりちゃんととれたら返すわけですね。

○瀧澤氏 とれるようになったら、それはやりたいと思います。

○八田座長 それから、2,000 トンの権利に対しては特に県や何かには代金は払わない。普通だったら何となく権利行使料を払ったりしただけけれども。

○瀧澤氏 もし許可が出るのであれば、許可料などはあるのですが。

○八田座長 そうすると、そういう形で将来ちゃんととれるようになったら払って行って、2,000 トンぎりぎりとれるようになったら払っていくから、そこから最初に払ってくれた補償金の財源ができますでしょうと。そういう感じですか。

○瀧澤氏 そうですね。最初のうちは今、がんばる漁業という国の制度で養殖漁業をやっているのですけれども、給料はもらっているのですが、色々漁船使用料だとか色々なもので引かれると、なかなか色々なものが払えない状態なので、最初の何年間かだけでもいいから 8,000 万円を払うという部分を国または県がやっていただけないか。それがある程度になれば、やっと自分たちでその辺はまたできるかなと思いますけれども。

○八田座長 ということはあれですね。とれるかとれないか分からないから、ちょっと怖いだけでも、とれるようになったらその何パーセントかはきちんと国や県に返して、だから要するにこれはあくまである種の借入れであると考えてよろしいのですね。分かりました。

○原委員 もし先生既に御理解されていればあれなのですけれども、どこの部分が特区制

度になるのですか。というか刺し網の漁法の許可というのは県知事が出されるわけですね。そのときに誰に対して許可を。これは漁業権になるのですか。

○瀧澤氏 許可漁業なのです。今の部分は。

○原委員 いわゆる養殖なんかの漁業権とは別ですね。

○菅野氏 今、瀧澤さんが説明した中にも漁船場で今、大変な時期があつて、燃油が高い、その中で宮城県、青森県の漁法は刺し網が許可になって潤っているのです。現在、岩手県ではサケ1匹もとれない状態なのです。何もとれない。せいぜい望みがあるのがサケを解禁してくださいというのがあるから、何とか漁業が生きていくためにはこれしかないなという感じでやっているのです。

○八田座長 それは県ができることでしょうか。県はやらないかもしれないけれども、国の制度が要るのですかということです。特に宮城県ではとれるようになったのは、あそこの震災特区の制度を使ったのですか。

○菅野氏 震災前からです。

○八田座長 そうすると、それはできるのではないですか。

○原委員 県が10人の人に許可を出せば、これは実現できるのですね。

○菅野氏 できるのですけれども、20年も前からそれこそ漁船一揆みたいなことをしてお願いして、孵化放流事業費もちゃんと払いますからやらせてくださいと何度も何度もお願いしても、実現にならないのです。

○八田座長 私の了解は、こういう特区というのは新しいITQを実験する。要するに船ごとにとりだけとっていいという割り当てをして、それをきちんとした監視でやる。そして、言ってみればある意味でその権利を売り買いしてもいいというくらいのところまですることだと理解しています。

○原委員 そこは許可の条件を付けるということだと思いますが、そこをきちんと制度化しましょうということですね。

○八田座長 そのとおりです。それはだから現行でも県でできるのかもしれないですね。そういう制度を作ること自身は。

○原委員 条件を付けるとして、それを売り買いしていいかというのは、ITQだからこれは売り買いするわけですね。だから200人が10トンずつで、その200人の間だけでの売り買いということですね。他の人はもちろんダメなわけですね。

○瀧澤氏 そうです。例えば10隻ずつのグループで大きい船も小さい船もいるではないですか。そうすると10トンとれる船もいるし、10トンとれない人もいる。そこはそのグループ内で譲り合って何とか、例えば5隻で50トンをとる。

○八田座長 船も壊れてしまうかもしれない。

それから、漁業組合と漁民組合と水産組合と、その関係はどうなっているのですか。

○瀧澤氏 水産組合というのは、岩手県に私たちの三陸漁業水産組合というのは1個しかないし、漁業協同組合というのは26ほどありますし、漁民組合というのは漁民だけで青森

とか宮城とか福島とか、そういったところでやれる漁法がどうして岩手県でできないのというので、県に対して質問したり色々しているのが今、漁民組合ということで、蔵さんが先に立ってやっているのですけれども、なかなか県の人たちも分かったという話はするのですが、それから全然進まないのです。

○八田座長 では漁民組合は現時点でまだ事業はしていない。だからこれは他の県と同じようにつくって、これから事業をしていきたいということですね。分かりました。

骨子よく分かりましたので、またこちらで検討させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。